

(資料紹介) 徳永氏系図について

浜田利安

はじめに

徳永氏系図には、種子島氏の種子島入部の経緯や、鉄砲伝来の経緯についても興味ある記述が見られる。

今般、西之表市在住八坂春吉氏御夫妻（春吉氏御婦人は徳永氏の出）の御尽力により、また系図所蔵者徳永タカ氏（西之表市在住）の御厚意により、閲覧する機会を得たので、解説文と歴代譜に関わる二三の考察を付して系図の概要を紹介することにした。

1、系図全容

徳永氏系図

藤原姓

改長谷部姓

・（ ） 数字は代数
・字送り、行送りは原文の体裁による

○秀郷（1）

天慶三年庚子五月廿五日従五位下野守同年十一

月廿一日叙四位下武藏守鎮守府將軍

幼年田原藤太

延暦二年辛卯九月二十五日没

○千常（2）

叙従五位下鎮守府將軍左衛門尉田原五郎

討將門時以父秀郷白羽矢射之仍當家

佳例

○公秀（3）

改文脩従五位下鎮守府將軍陸奥守田原舍人介奥州岩城住又若松城住

○兼光（4）

従五位下鎮守府將軍 田原左馬允
長徳三年二月十五日没

○頼行（5）

従五位下鎮守府將軍田原安房守
治安三年五月八日没

○兼行(6)

從五位瀨名大夫安房守

長德二年十一月廿五日叙鎮守府將軍陸

奥守左馬介

○成行(7)

從五位下足利二郎大夫

寬仁二年戊午三月任下野守兼上野介

足利郡栗崎城住為氏

○家綱(8)

從五位下野權守足利二郎大夫

永承二年佐野能仁寺住能仁寺殿

○俊綱(9)

從五位下足利出羽守

足利太郎治承四年庚子六月十五日逝去

○忠綱(10)

足利又太郎中務丞下野守

長寬二年生母大浦口氏

治承四年平氏奉詔討乱賊忠綱以三

百騎渡宇治河有先陣之功賞賜頗厚

○信忠(11)

始祐忠兵衛介號德永

信忠初賴北条時政文治元年三月源

平相戰于壇浦平氏不利左馬頭行盛

戰死其子信基幼不能容身母懷之以

寄時政時政憐之請賴朝封于種子屋

久惠良部疏黃竹島七島之十二島將

赴于任焉有使祐忠侍信基公之左右

命祐忠以種子島地頭職大浦口氏為外戚也

維持建仁二年壬戌九月二十八日發

鎌倉到于紀州和歌浦暫下錨待天之

時遂到于日州志布浦頃霜月下旬

也相從者自士庶至舟師舵手数百人

矣祐忠住日向國後為公到鎌倉就幕

府請得封十二島之證符歸獻于公公

賞賜偏諱信字依改信忠矣

生没年月日不詳

○政忠(12)

兵衛介

為近侍

享年八十五生没年月日不詳

祐之

源七兵衛

別樹家子孫住牧川

○祐友 (13)

六郎左衛門尉

母肥後国住人北畠氏

為近侍

享年三十七法號行古生没年月日不詳

女子

肥後国住人平田氏妻

女子

夭亡

○祐春 (14)

主水六郎兵衛

母平野左衛門女

為近侍

享年六十九法號天静遊行生没年月日不詳

祐久

別樹家子孫住阪井

女子

日向国住人櫻井平藏妻

○祐治 (15)

兵衛尉

補用人領主横目

享年六十八生没年月日不詳

○祐行 (16)

六郎彌兵衛

正應元年生母櫻井氏

為真時公近侍進船奉行賜高三十六

石

元應元年未三月奉時充公之意發日

向末吉欲下于種子島時忽為風波不

能入船于赤尾木浦漸而着西之村

元應二年申五月二十八日死去號龍

淹學夢

○祐兵 (17)

三郎兵衛

應長元年生母有古氏

時充公因無世子使甥所殿繼家統焉

後有男子誕生即對馬守賴時公是也

於是公心俄變欲害所殿以讓於吾實

子貞和二年丙戌三月十八日於御坊

弓場殺害所殿祐兵侍於所殿之左右

久愁傷之餘與所殿之室共為僧幽居

于山林朝夕不怠香花以吊菩提可謂

蝕全追遠志矣

害所殿者肥前平戶浪士遠藤源三

賴堅及當島人高山五郎友重也後

崇所殿於野間村建宮崇敬日輪大

明神

○祐忠(18)

政千代 日向守

母赤松氏

貞治五年丙午四月十六日島津越

後守氏久松與宮方菊池肥後守武

重戰於日岡氏久公被圍敵軍進退

失度賴時公功捨忍之緒突入敵軍

名乘島津越後守氏久而討死是時

祐忠及下野小藤太秀遠共射殺其

敵復主君之仇猶奮呼勇戰抽衆秀

遠死

戰没年月日不詳

○祐久

左内

別樹家于住屋久高

○祐丕(19)

讚岐守十郎

延文三年生母古市氏

為物奉行又為西之村地頭住于立

石之上遺趾令猶存矣

中之村真所八幡宮者不知創立於

何代矣令樹竹暢茂堂宇廢 唯遺

柱礎而已祐丕不忍視新營造之以

為後世之良緣善根尚寄付鱗口一

面有銘曰

夫以金鐘有聲不和豈鳴一心婦

依渴仰三所和光證明求而無不

和願而無不成伏希日那萬福々

々祝奉掛

于時應永三十三年丙午二月

大吉日

願主長谷部德永

昔祐丕寄付鱒口雖有于住吉村片
山八幡宮罹火災為烏有其事詳於
本願寺旧記也

嘉享元年死享年八十四法號林下
自笑

○祐武(20)

彦松 出雲 左馬

應永十六年己丑生母日高氏

文安五年死法號學長

女子

有留氏妻

女子

笹川氏妻

○祐由(21)

左内

生年月日不詳母河野氏

寛正元年死

○祐明(22)

八郎兵衛

生年月日母氏不詳

享德二年癸酉二月四日死法號長
學成夢

○祐平(23)

十郎右衛門佐

寶德二年庚午生母氏不詳

日典上人當島下着也祐平密聞其

說法心服時為時氏公之近侍故從

公教到于上人草庵聞說法公信心

歸伏令三島皆婦妙法矣

永正十七年庚辰死七十一歲法號

春山院日遠

口碑傳家寶刀一口治王國宗權

火災為烏有可惜也蓋是時乎

祐隆

別樹家子孫住于平山村廣田

○祐光(24)

八郎兵衛

文明三年辛丑生母氏不詳

法號花山院字典死年月日不詳

○祐家（25）

大八

大永元年辛巳生母氏不詳

為側用人

天文十二年癸卯八月二十六日南

蠻船于西之村海濱適祐家展祖

先廟在于西之村祐家與地頭西村

織部丞及松七朗朝光欲乘南蠻

船々中有聲其響如雷衆驚愕即贈

書曰何故到此地乎欲以兵仇我乎

然則吾亦當待以兵也報書曰我輩

通商也欲航某国洋中遇颶遂漂着

于貴地非敢仇也即贈鐵砲三挺以

示信三人大喜持到城府獻時堯公

公愛賞之吾国鐵砲之權輿也

慶長五年冬伊東家老稻津掃部同

牛之助起兵於穆佐犯宮崎島津公

遣兵擊之種子島兵數十人從焉祐

家父子在其中祐家老練善戰遂死

島土田上源吉共戰死

女子

上妻氏妻

祐氏

吉兵衛平兵衛

別樹家子孫住于西之村

○祐秀（26）

小右衛門

弘治三年丁巳生母氏不詳

為船奉行

慶長五年冬日州穆佐之役與父祐

家出陣祐家戰死祐秀奮戰殺其敵

以報父仇人賞其孝而勇矣

同十四年二月二十一日島津公征

琉球国島士數十人從軍祐秀在其

中也

死年月日不詳

祐定

清吉

別樹家子孫住于黒山郷

○祐重(27)

大八

天正十二年甲申生母氏不詳

○祐則(28)

八郎兵衛

慶長十四年生母氏不詳

慶安四年辛卯死法號不詳

○祐之(29)

徳右衛門

寛永八年辛未生母氏不詳

為安城村地頭住于安城遂不還于城府

崇敬家曆産神每歲初秋供初穗祭

焉以為家例也

吾家傳到十二島證符祐之一日與

衆田獵誤射吾獵犬嘗日射獵犬者

死於是質前言自刃將死掛証符於

鋒頭呼曰誰能取之乎莫敢近者笑

投于火中伏刃

祐次

十三朗

別樹家子孫住于赤尾木

○祐盛(30)

八郎左衛門 八郎

承應二年癸巳生母氏不詳

勉勵于開墾耕作多年頗殖家産分

與三子矣子孫頼于其恵

享保十七年壬寅九月二日死法號隆

善

祐昌

浦右衛門

別樹家

○祐英(31)

善左衛門

延寶元年癸丑生母氏不詳

延享四年丁卯二月十三日死法號

定隆

祐雄

善四郎

別樹家

祐充

善五郎

別樹家

○祐徳 (32)

八郎左衛門

元禄八年乙亥生母氏不詳安永五年丙申十月死法號妙隆

為里正横目多年功頗多矣嘗編一

書以便執務自古例行事諸家分限

法課賦役至山川地形灌溉耕耘皆

莫不載後人準據便益不鮮焉明治

地租改正亦據焉

明和六年己丑七年廿六日死

祐任

伊三次

別樹家

祐安

善六

別樹家

女子

小川政右衛門妻

○祐義 (33)

善左衛門

寶曆七年丁丑生母鮫島善兵衛姉

文化二年乙丑八月二十七日死法號妙永

天保十年己亥十月四日死法號增

信

八藏

為長野八兵衛養子

○祐兼 (34)

市藏

安永八年彌己亥五月六日生母氏不詳

為里正

弘化二年乙巳十月四日死法號增

心

○祐行 (35)

八次

寛政十一年己未八月六日生母氏不詳

為牧見舞

嘉永六年癸丑三月十日死

女子

為德永周太郎妻

女子

為德永甚五郎妻

○祐高 (36)

源太郎

文政三年庚辰三月十八日生母山

口源七女

為牧見舞

資性謹愷最尚節義曰慎言行重廣
耻士道之根源也言不信心無耻於
士何取乎酒狂水也年齒不達二十

五誓不可飲矣永以為家憲

明治十一年戊寅四月二十九日死

祐善

善助

文政六年癸未七月二日生母同前

為庶流周吉養子

祐興

與吉

文政九年丙戌十二月十日生母同

前

為庶流甚五郎養子

○祐豐 (37)

天保十二年辛丑正月十四日生母

牧次平女

明治維新新島主久尚君奉還邑地自

受封公于今七百年主從之義遂斷

乎悲哉

明治十年正三位陸軍大將西鄉隆

盛率私學校徒東上祐豐請從軍至

鹿兒島

明治三年十一月十一日有

御大典大嘗會祐豐以高齡之故賜養

老杯及金一封

祐夏

善次郎

弘化四年丁未五月十五日生母同

前

為庶流善助養子

祐片

八助

文久元年辛酉十月十五日生母榎

元半次郎女

明治二十六年七月十日死

祐吉

佐次郎 八郎

慶応二年丙寅四月十四日同

前

為榎元磯之助妻

女子

比賀

明治十年二月四日生母同前

為徳永八郎養女

○祐基 (38)

猪之九

明治十七年五月八日生母同前

進學于西之表鹿兒島市十年

明治三十七年征露之役為補充兵

戊子歩兵第四十五聯隊鹿兒島進歩

兵上等兵役畢同三十九年四月一

日賞勳局總裁從二位勳一等子爵

大給恒依戰役之功賞賜金五十圓

矣

奉職警察在于加治木大正三年一

月十二日櫻島爆發人畜有死傷於

西桜島村白濱不願降石灰之危險

救助罹災者三十名同年四月十四

日懸賞賜焉同七年依願退職年賜

退隱料百四十九圓

同九年五月三十一日任鹿兒島縣

熊毛郡書記同十四年七月三十一

日依願免官賜退官金二百七十五

圓

2、系図の語る「徳永氏」

(1) 藤原姓足利氏を出自とすることについて

系図は、徳永氏の出自を秀郷流藤原姓とする。尊卑分脈によれば、藤原秀郷は、幼年、田原(俵)藤太を称し、下野国の土豪として勢力を扶植。天慶三年(九四〇)の平将門の乱にあつては子の千常とともに将門を下野国に破り、この功績により従四位下野守に任じられた武人であつた。同じく尊卑分脈によると、秀郷の子千晴の譜に「…安和二年…左大臣源高明公坐事左遷之時同配隠岐国」と有り、当時展開した藤原氏の一連の他氏排斥策の一つの安和の変に連坐し、このことにより秀郷の子孫の中央進出は阻まれ、その子孫は後に、小山氏、足利氏などに分脈し武蔵国を中心とする関東北部に勢力を扶植していった。当系図は、千常の後文脩、兼光、頼行、成行、家綱、俊綱、忠綱と継がれているが、これは、尊卑分脈によると藤原姓足利系図と符合しており、秀郷流藤原氏の流れを受けた藤原姓足利の一統が徳永氏の出自であることを語らしめている。

(2) 種子島あるいは種子島氏との関わりについて

一〇代忠綱譜によると忠綱は長寛二年に誕生。生母は大浦口氏。種子島家譜^①によれば、大浦口氏は、種子島氏元祖信基が種子島を封ぜられるのに先立ち種子島地頭職を得、在鎌倉で代官上妻氏を現地に派遣していた鎌倉御家人であつた。

二一代信忠譜に「…文治元年三月源平相戦于壇浦不利平氏左馬頭行盛

戦死其子信基幼不能容身母懷之以寄時政時政憐之請頼朝封于種子屋久
惠良部疏黄竹島之十二島将赴于任焉有使祐忠侍信基公之左右命祐忠以種
子島地頭職大浦口氏為外戚也」とある。種子島氏元祖信基が種子島に赴任す
るに際し、信忠が「以種子島地頭職大浦口氏為外戚也」であることを理
由にして信基の近習を命じられたことを語っている。系図信忠譜の記す、
行盛の子信基が種子島・屋久島など十二島を封じられたことの経緯は、
種子島家譜信基譜にも符合するものであるが、種子島家譜は、信忠が近
習として同道したことについてはふれていない。

信忠譜に「維時建仁二年壬戌九月二十八日発鎌倉到于紀州和歌山浦暫
下鎧待天之時遂到于日州志布志浦項霜月下旬相従者自土庶至舟師舵手
数百人矣祐忠住日向国後為公到鎌倉就幕府請得封十二島之證符帰献于
公」とみえ、系図はさらに、種子島氏元祖信基の種子島赴任の経緯につ
いても詳しく記している。これによれば、信基等は、建仁二年九月二十
八日に鎌倉を発、紀州和歌山で風待ちをし、十一月下旬に日州志布志浦
に到着している。信基一行の種子島着のことについては、省略している
が、志布志着後信忠は日向国から鎌倉に引き返し鎌倉幕府に赴き、信基
の「封十二島之證符」を請いこれを得て帰り、この證符を信基に献じて
いる。同譜はさらに続けて「公賞賜偏諱信字依改信忠矣」と記し、信忠
はこれにより、信基の偏諱「信」字を賜り、「祐忠」改め「信忠」を称
した。併せて同譜中の冒頭「號徳永氏」にみられるようにこれを機に徳
永氏を称するようになったと考えられる。

種子島氏元祖信基の種子島襲封についての系図の記述は、種子島家譜^③
の記述と概ね符合すると見られるが、家譜の記述には、「封十二島之證符」
が見られない。二九代祐之の譜に「…吾家伝封十二島之證符祐之一日与

衆田獵誤射吾獵犬嘗曰射獵犬者死於是質前言自刃將死掛證符於鋒頭呼曰誰能取之乎莫敢近者笑投于火中伏刃」とある。これ「我が家（徳永家）には、「封十二島之證符」が伝わっていた。祐之ある日、衆とともに獵を行った時、誤って自分の獵犬を射殺してしまった。（祐之は）嘗て獵犬を射殺したら死すべきことをたまわっていたが、この前言に従い自刃をはかった。自刃に際して祐之は、徳永家相伝の「封十二島之證符」を鋒の先に掛けて、誰かこの證符を取り上げることのできる者がいるかと叫んだ。この叫びに近くにいた者だれもがそれに近づくことを憚っていたときに、祐之は笑みを浮かべて、その證符を火中に投げ自刃を果たした」と意識できる。祐之が獵犬を誤って射殺したことが理由で自刃したなど俄に信じ難くもあるが、貞享四年に発令された生類憐れみの令と絡めれば領けもするが、これに従うと、一代信忠が得て信基に献じたとされる「封十二島之證符」は、二代祐之の代には徳永家当主の元にあったことになる。一代信忠譜に記述する「封十二島之證符」の實在の問題はともかくおいて、徳永家が種子島家との関わりで最も誇示したいこの證符が、種子島家ではなく徳永家にあるとを敢えて系図に記述したこの意味は大きいと思われる。證符のことが種子島家譜に記述されないことの意味も一考の価値があるかも知れない。徳永氏と大浦口氏との関わり、封十二島之證符など検証すべきことは多いのだが、系図にみる徳永氏先祖と種子島あるいは種子島氏との関わりの始まりを在鎌倉の種子島地頭大浦口氏との姻戚関係に求めている点はこの系図の記述の一つの特徴といえるように思う。

3、種子島氏家臣としての徳永氏の動向

系図によれば、二代政忠、三代祐友、四代祐春の三代の譜には共通して「為近侍」の記述がある。仕えた主君についての記述がなく、誰の近侍が確定し得ないが文脈からして種子島氏当主であることは間違いない。又、一五代祐治の譜には「用人領主横目」、一六代祐行譜には「為眞時公近侍進船奉行賜高三十六石」と有り、信忠以降一六代祐行に至って主君の「近侍」としての身分を得ていたことを系図は伝えている。

一六代祐行の譜には「元応元年未三月奉時充公之意発日向末吉欲下于種子島時忽為風波不能入船于赤尾木浦漸而着西之村」が記述される。これは、祐行が、元応元年（一三一九）三月、種子島氏時充の求めに応じて日向末吉から種子島に移ったことを述べたものだが、これを記述どおり解釈すると、一代信忠が種子島氏元祖信基に同道し日向国志布志に着いて以来、一六代祐行までの間、日向国末吉に在任していたことになるようだ。徳永氏は系図において、信基の種子島襲封に大きな役割を果たしたことを強調するが、何故に種子島に渡らず末吉に留まったのか、徳永氏と種子島氏との関わりを系図の上で考える場合の参考となようだ。

種子島家譜中時充譜に種子島家における家督争いの記事が載る。譜によりこの家督争いを要約すれば次のようになる。^④

六代時充には世子が無く一族の又太郎（所殿と號し、二代信式六男貞之の子信家の二男）に家督を相続することにした。ところが後に時充に男子が誕生した（七代頼時）ため、時充は実子に家督を譲ることをはかり、松浦党一族遠藤源三郎頼堅、又太郎近習岩坪高山五郎友重を使って貞和二年（一三四六）三月十八日、御坊弓場（在慈遠寺上）において

又太郎を殺した。時充はこれを賞し、頼堅に野間村を、友重に平山村を
与え家老職に登用した。

一七代祐兵の譜にも「時充公、因無世氏、使甥所殿継家統・・・後有
男子誕生、即对馬守頼時公是也、於是、公心俄變欲害所殿、以讓於吾実
子、貞和二年丙戌三月十八日、於御坊弓場殺害所殿・・・」と、この家督
争いの経緯が記述され、内容は家譜の記載とほぼ一致する。祐兵譜中
「祐兵侍於所殿之左右久愁傷之余与所殿之室共為僧幽居于山林朝夕不怠
香花以吊菩提可謂能全追遠志」は、家譜に記述されない所であるが、こ
の記述は、祐兵が時充に殺された又太郎（所殿）側の立場にあったこと
を示している。

一九代祐不譜によると彼は、応永年間種子島氏の物奉行及び西之村地
頭として立石之上に住した。^⑤時分祐不は中之村真所八幡宮の堂宇が廢れ
ているのを見るに忍びず新しく堂宇を建立し、併せて鰐口一面を奉納し
たという。この鰐口について同譜中には、「昔祐不寄附鰐口雖有于住吉
村片山八幡宮羅火災為鳥有其事詳於本願寺旧記也」と記している。これ
によれば、祐不の奉納した鰐口は、（後世）住吉村の片山八幡宮にあつた
が、同社の火災により鳥有に帰したことになる。ところが、現在
南種子町下中にある真所八幡宮には鰐口一面（県指定文化財）が所蔵さ
れており、銘文、奉納年月日、願主いずれも系譜の記載するものと同じ
である。前述した系図の片山八幡宮において焼失した記事は、本源寺
旧記によるとあつたが、現在に伝わる鰐口との関わりが注目される。

二三代祐平譜に「日典上人当島下着也祐平密聞説法心服時為時氏公之
近侍故從公教到于上人草庵聞説法公信心帰伏令三島皆帰妙法・・・」とあ
り、種子島家譜には「…時氏近習有徳永右衛門、遇々聞日典説法告時氏、

時氏怪之、一夜竊到草庵徳永扈從、聽法信之…」とある。系図・家譜のこ
の記述は、種子島が全島法華宗に改宗したいきさつを語るものである。
家譜の「徳永右衛門」は系図と照合すると徳永氏二三代祐平であるが、
系図との絡みで注目すべきは、祐平が、時氏の近侍としてこの事件に大
きく関わっていること、つまり、徳永氏が種子島氏本宗家で重要な部署
を得ている事実である。

二五代祐家譜は、「為側用人」と記し、時代・期間については不明だ
が側用人であつたことを伝え「慶長五年冬伊東家老稲津掃部同牛之助起
兵於穆佐犯宮崎島津公遣兵擊之種子島兵數十人從焉祐家父子在其中祐
家老練善戰遂死島土田上源吉共戰死」と記し、関ヶ原の敗戦に乗じて、伊
東氏の家臣稲津祐信が日向国穆佐に蜂起した際、十六代久時の命により
弾右衛門時定に率いられて子祐秀とともに参戦し戦死している。この
ことは、種子島家譜久時譜にも詳述される。
祐家譜の

天文十二年癸卯八月二十六日南蛮船来于西之村海浜適祐家展祖先
廟在于西之村祐家与地頭西村織部丞及村松七郎朝光欲乘南蛮船々
中有声其響如雷衆驚愕即贈書曰何故到此地乎欲以兵仇我乎然則
吾亦当待以兵也 報書曰我輩通商也 欲航某国洋中遇颶漂着于貴
地 非敢仇也 即贈鉄砲三挺以示信 三人大喜持到城府献時亮公
愛賞之 我国鉄砲之権輿也

は、鉄砲伝来のもう一つの経緯を語る史料としておもしろい。この下り
を要約すると「天文十二年癸卯八月二十六日に南蛮船が西之村海浜に来
着した。たまたま、先祖の廟を参るために西之村にいた祐家は、時の西
之村地頭西村織部丞及び村松七郎朝光とともにこの南蛮船に乗り込ん

だ。船中南蛮人の声があったが雷の声に似てとても理解できなかった。そこで、『この地に来た目的は何か。この地を（あるいは我ら三人を）攻撃するつもりか。そうであれば、我々は戦うぞ』と綴った書を南蛮人に送った。これに対して南蛮人は、『我々は通商の輩だ。某国に航行中洋上で台風に遭い貴地に漂着した。決して敵対するものではない』と返書し、祐家等三人と信義を結ぶことを目的に鉄砲三丁を贈った。祐家ら三人はこの鉄砲を島主時堯に献上したが、この時に贈られた鉄砲が日本の鉄砲の始まりとなった」となる。これを鉄砲記（『南浦文集』（南浦文之著）収載）は、次のように記す。

天文癸卯秋八月二十五日丁酉、我西村古浦有一大船、不知自何国来、船客百余人、其形不類、其語不通、見者以為奇怪矣、其中有大明儒生一人、名五峯、…時西村主宰有織部丞者、頗解文字、偶遇五峯、以杖於沙上云、船中之客、不知何国人也、何其形之異哉、五峯即書云、此是西南蛮種之賈胡也、…於是織部丞又書云、此去十又三里、有一津、津名赤尾木、我所由頼之宗子、世世所居之地也、津口有数千、戸富家昌、而南商北賈、往還如織、今雖繫船於此、不若要津之深而且不漣之愈也、告之於我祖父恵時与老父時堯、時堯即使扁艇數十架之、至於二十七日己亥、入船於赤尾木津、…賈胡之長有二人、一曰牟良叔舍、一曰喜利志多佗孟太、手携一物、…形象無物之可比倫也、其為用也、入妙藥於其中、添以小团鉛、先置一小白於岸畔、…而其一穴放火、則莫不立中矣、…時堯不言其備之高而難及、而求蛮種之二鉄砲、以為家珍…

鉄砲記は、鉄砲伝来の経緯や国内伝播の経緯を詳しく記し、日本における鉄砲伝来の起こりに果たした種子島氏の功績をたまたえた記録で、慶長十一年（一六〇六）に大竜寺の僧文之玄昌が種子島久時の依頼によつ

て著したものである。文子は、藩史局や種子島家から提供された資料をもとにし、自身の見識に従って執筆したものと考えられ、後段の部分は伝聞として記しているが、前段についても単なる史実の記述ではなく、依頼者久時の心情と作者文之の思想が混濁しているものといつてよい。従つて、「鉄砲記」の内容をそのまま史実とみることにはなお慎重でなければならぬが、一般的には鉄砲伝来史研究の上で最も高い評価を得ているもので、いわゆる通説とされるところの論拠の大方はこの鉄砲記なのである。

鉄砲記の記載内容と系図のその違いは次のように整理できるようだ。

ア、南蛮船漂着の年月日については、年月は同じだが、「日」の記述が鉄砲記は二五日、系図は二六日となっていること。

イ、南蛮船漂着地に関する記述は、鉄砲記が「西村古浦」、系図が「西村海浜」と表記されるが、実体は同一と考えてよい。

ウ、南蛮人との出会いの瞬間に立ち会った人物について、鉄砲記は、西村主宰（地頭）西村織部丞一人を記するのに対して、系図は、これに徳永祐家と村松七郎朝光の二人が追記されること。

エ、双方の出会いの模様について、鉄砲記は、五峯との砂上筆談の模様が綴られるのみで詳述しないが、系図は、三人が南蛮船に乗り込み相手を威嚇しながら意志疎通を試みる場面がリアルに記述されること。

オ、意思疎通の手段に関する記述においては、鉄砲記は五峯と織部丞が砂上筆談（「以杖於沙上云」）したと記すのに対して、系図は書簡の往復（「…即贈書曰、…報書曰」）でこれをなしていること。

カ、鉄砲伝授の瞬間及びその経緯に関する記述においては、鉄砲記は、

鉄砲の威力に見せられた種子島時堯が南蛮人から高価をいとわず買い取ったことであると記す（「時堯不言其価之高而難及、而求蛮種之二鉄砲、以為家珍」）のに対して、系図は、南蛮船に乗り込んだ祐家等三人が友好の印として南蛮船乗組員から贈られたことであると記していること。さらに系図は、三人が贈られたこの鉄砲を時堯に献上したこと、これが、日本における鉄砲の始まりだと記すこと。

鉄砲伝来史に関わる謎は多い。その謎の一つが、初伝銃の消息、とくに初伝銃の数の問題だ。謎の起りは、鉄砲記の記す初伝銃の消息と、種子島家譜の記すそれとの整合がとれないことにある。

鉄砲記の記述によれば、鉄砲は種子島時堯が二丁を買い取り、そのうちの二丁を紀州根来寺・杉之坊から派遣された津田監物に譲ったとある。この記述に従うと、時堯が監物に一丁を譲った後、種子島家には初伝銃のうちの二丁のみが存在するはずなのに、種子島家譜寛延元年（一七四八）七月一四日条に「宗信公覧家伝之南蛮鉄砲二一名故郷一名腰指」、同じく家譜文化二年（一八〇五）七月二四日条に「太守公見所伝家南蛮製鉄砲二」とあり、初伝銃二丁が種子島家に相伝されていることになってしまい鉄砲記の記述と明らかな矛盾が生じるのである。この矛盾を合理化するには、一つは、初伝銃は鉄砲記の語るところの二丁ではなく、三丁であったと考えること、もう一つは、時堯は購入した鉄砲の一丁を津田監物に譲ってなく二丁ともに種子島家に相伝したと考えることである。

昭和五十二年、読売新聞に「かごしまを語る「鉄砲伝来—歴史とその謎—」が連載されたが、収載された記事は翌五十四年に単行本として出版された。この書は、鉄砲伝来史研究に数々の業績を残された故平山武

章氏が、鉄砲伝来に関わる謎を十五項目にわたり対談形式で解説したもののだが、これには、「初伝銃の数」も謎十五項目の一つとして取り上げられ、寛延元年七月及び文化二年の家譜の記録によれば初伝銃は三丁となり、さらに、同明治十一年二月十五日の記録^⑧を加味すると数字上は四丁となると述べている。この数字は、いずれも、津田監物に一丁が譲られたことを前提としたもので、鉄砲伝来を鉄砲記をベースにして考える場合の一般的な認識であるといつてよい。（筆者は、鉄砲記の記すところの時堯が購入した鉄砲の一丁を津田監物に譲ったことについてはやや疑問を持つものであるが、本稿はそれを論ずるのが目的ではなく、系図の記す鉄砲の伝来経路と鉄砲記の記すそれとの違いを確認すること及びこれの持つ意味を考えることにあるので、これに絞って述べるにとどめたい。）鉄砲伝来の経路に関する系図の記述が鉄砲記の記述と決定的に違うところは、鉄砲が南蛮人から直接時堯に渡ったものではないということと、伝来銃が二丁ではなく三丁であるということである。つまり、系図の記述に従うと、鉄砲はまず、最初に南蛮人と接した祐家等三人に計三丁渡り、それが三丁とも時堯に献上され、これが我が国における鉄砲の始まりなのであり、従って、鉄砲伝来に関する主役は、鉄砲記のいう時堯ではなく祐家等三人なのである。三人の内一人である西村織部丞に贈られたことの記述は、種子島家譜明治十一年二月十五日条にも確認^⑨できるが、祐家等三人に南蛮人が鉄砲を贈ったとの直接的な記録は、筆者の知る限りこの系図のみである。系図の記す祐家等三人に鉄砲が贈られたとする記述には疑問が多いといわざるを得ないが、伝来銃の消息について、鉄砲記の記述と、種子島家譜の記述は明らかに矛盾するものであり、これを、初伝銃の数が鉄砲記の記す二丁ではなく三丁とするこ

とで解消しうるとすれば、これを説明する一つの資料として当系図を無視し得ないともいえる。この系図の鉄砲伝来に関する記述で注目すべきもう一つは、鉄砲伝来の主役は実は時堯でなく、祐家だといっていること、さらにいうと、鉄砲伝来の主役は種子島家ではなく、徳永家であることをにおわしていることである。鉄砲伝来に果たした種子島家の役割は、種子島家にあつては対外的なことさらに誇示したい一件であつた。十六代久時が、文之に鉄砲記を記述させたこと、十九代久基が鉄砲鍛冶元祖家の特定を命じたことなどは種子島家が鉄砲伝来の一件をいかに重視していたかを示すものと思われる。系図が語るとおり祐家等三人に確かに鉄砲が贈られたかどうか、いわゆる初伝銃というものが、直接に時堯に譲られたものではなく、彼らに贈られたものが時堯に献上されたものであるのかについては、資料的な制約も加わり説明はきわめて難しいと云わなければならないが、薩摩藩政期に著された種子島家譜・三国名称図会をはじめとする多くの資料が、鉄砲伝来の主役を時堯と記す中で、当系図があえて、祐家等三人に記述したことの意味は、鎌倉幕府より種子島家初代信基に与えられた「十二島之證符」が徳永家祖祐兵の手を経て信基に渡り、その後も徳永家にあつたと記述することの意味も含めて深長である。

二六代祐秀譜によると、祐秀は船奉行をつとめた。慶長十四年には島津家久の琉球遠征に島主久時の命により、種子島六郎右衛門に率いられた(種子島家譜)、島士数十人とともにこれに従軍している。このことは、種子島家譜慶長十四年条にも収載されその記事中に島士「徳永小右衛門」も明記される。

二九代祐之は、譜「為安城村地頭住于安城遂不還于城府」が示すように

安城村地頭に任じられ安城村に住した。「遂不還于城府」の理由は明記しないが、同譜中後半部の「吾家伝封十二島之証符祐之一日与衆田獵誤射吾獵犬嘗曰射獵犬者死於是質前言自刃将死掛證符於鋒頭呼曰誰能取之乎莫敢近者笑投于火中伏刃」の記述との関わりで解釈すべきだろう。

三〇代祐盛譜は彼の治績を「勉勵于開墾耕作多年頗殖家産分与三子矣子孫頼于其恵」、一代飛んで三代祐徳譜には「為里正横目多年功頗多矣」、三四代祐兼譜には「為里正」、三五代祐行譜、三六代祐高譜には「為牧見舞」と記す。これらを二九代祐之譜「為安城村地頭住于安城遂不還于城府」との絡みで注目すると、徳永氏は二九代祐之を境にして、安城村に土着し村役人などを勤めたことを窺わせる。種子島家譜宝暦元年一月二二日条に「安城村足軽徳永彦佐・同氏休左衛門・水主孫六・彦左衛門・百姓孫七・塩屋者善兵衛・乗小舟釣洋中被放西風、不帰、事達官」の「安城村足軽徳永彦佐・同氏休左衛門」は系図に載らないが、徳永氏が安城村に土着したことを窺わせる傍証とし得るようにも思える。

以上をふまえると、一代信忠以降の系図の語る徳永氏の系譜は概ねア、一代信忠から二九代祐之までは島主の「近侍」「側用人」「物奉行」「地頭」として、種子島氏役所の要職を歴任。

イ、二九代祐之の子の代三〇代祐盛以後、種子島氏要職からはずれ安城村に土着。「里正」「牧見舞」などの村役人を歴任しながら代数を重ねた。と整理できる。

徳永氏が種子島氏の要職をはずれた原因については、系図の記述は明確にしないが、系図の記述を概観すると、一代信忠譜「祐忠住日向国後為公到鎌倉就幕府請得十二島之證符帰献于公」、二九代祐之譜「吾家

伝封十二島證符 祐之一曰与衆田獵誤射吾獵犬嘗曰射獵犬者死於是質前
言自刃將死掛證符於鋒頭呼曰誰能取之乎 莫敢近者笑投于火中伏刃に
みる「封十二島證符」がその一つの要因をなしているようにも思える。

おわりに

系図は、徳永氏の出自を秀郷流藤原氏の流れを受けた藤原姓足利氏に
求め、種子島との関わりのはじまりについては、一〇代忠綱の生母を種
子島地頭大浦口氏出自に求める。また、種子島氏との関わりの始まりに
ついては一一代信忠が種子島家祖信基の種子島下向に際しての同道及び
鎌倉幕府が信基に与えた「十二島證符」の仲介に求め、以後歴代種子島
当主の側近として重要されたが、二九代祐之の安城村地頭を最後に徳永
家歴代は種子島家の要職からはずれ、城下に帰ることもなく安城村に住
し村役人の地位に甘んじることになったことを語っている。

系図が種子島氏との関わりを記述するところで特徴的なところをあげ
てみると、

ア、信基の種子島下向に従う（一一代信忠譜）

イ、信基が「封十二島之證符」を鎌倉幕府から与えられたがその仲介を
行う（一一代信忠譜）

ウ、種子島氏六代時充が家督継承を約した同族又太郎（號所殿）を殺害
せしめたときに、又太郎室とともにその霊を弔う（二七代祐兵譜）

エ、信基に与えられたはずの「封十二島之證符」が、徳永氏に相伝され
た（二九代祐之譜）

オ、徳永氏に相伝した「封十二島之證符」を衆多の面前で破棄した（二

九代祐之譜

などの箇所が注目される。これらは、種子島氏が種子島の支配基盤に関
わる要素で、そのいずれにも徳永氏が深く関わっていた事実を強調する
意図がにじんでいる。とくに、「封十二島之證符」は、薩摩藩政下に及
んでまで種子島氏の薩南十二島の支配権の拠り所として極めて重要な意
味合いを有したが、これを、信基が得られたことは自家の功績と強調し、
加えて、種子島家に相伝されるはずのものが自家に相伝したことを強調
し、ついてはこれを衆多の見守る中で破棄せしめたことを、あえて系図
に記述した意味は深長である。

種子島氏六代時充時代の家督争いの一件、鉄砲伝来の経緯に関する一
件を含めると、系図の記述には種子島氏に相対する思想が脈々と流れて
いることに気づくのである。

①「初代信基譜」「種子島家譜巻一」（種子島開発総合センター所蔵）

②：且時政以執奏賜多禰島・屋久島・永良部島・硫黄島・竹島七島、凡
十二島、時多禰島地頭大浦口氏在鎌倉職事、代官上妻氏在島也、：

③前掲「信基譜」「巻一」

④時充壯歳寢疾厚、自覚不免、約属家統於同氏又太郎號所殿、信式六男、
信貞之子、信家之二男也、後得癒而生一子、頼時は也、於是、時充悔
約、以謂殺又太郎、：時充召頼堅與祿以臣、且以国上村大内侍女、妻
之、於是時充以譜、頼堅羈旅臣而無奮好於又太郎、令彼殺之、密召頼
堅而告之、即応命而捧誓書、又以大内侍次女、妻又太郎近習岩坪高山
五郎友重為姻婭、於是相與謀、貞和二年三月十八日講射於御坊在慈遠

寺上、招又太郎置酒肴醉之、後害之、時充賞之、賜頼堅野間村友重平山村、以為家老職、

⑤ 当系図に見る徳永氏と西之村との関わりは一六代祐行譜「元応元年未三月、奉時充公之意、発日向末吉、欲下于種子島、時忽為風波不能入船于赤尾木浦、漸而着西之村」にはじまる。一〇代信忠譜によると、種子島家初代信基種子島入部の際、信基に同道した信忠は、寄港した志布志より鎌倉に引き返し、信基の「封十二島之證符」を得、それを信基に献じたとあり、以来、種子島家六代時充の代まで種子島に入っていない。本文で述べたところであるが、安城村地頭となった二九代祐之は、信忠が信基に献じたはずの「封十二島之證符」を自ら保有し、当證符が徳永家に相伝してきたことを誇示して果てた。以後徳永家は、城下士となることなく安城村の小役人として代を刻むこととなる。

「風波」により赤尾木に入津できなかったことが、西之村に着船した理由だが、種子島家の内紛に本家に相対する立場に立ったこと、信忠譜にみる一件、以後の徳永家の動向は「封十二島之證符」に絡むもう一つの理由が予想される。

⑥ 「一一代時氏譜」「種子島家譜卷一」（種子島開発総合センター所蔵）

⑦ 今冬稲津掃部伊東家老寇穆佐、義久公遣兵撃之、久時令弾上右衛門時定率家士赴役、其兵肥後惣左衛門盛隆：：徳永大八（徳永氏二五代祐家）：：就中二月一日、時定：：徳永大八戦死

⑧ 「鉄砲伝来―特に種子島家譜を中心にして―」（五味克夫氏『黎明館企画特別展図録・鉄砲伝来450年巻頭論文』）

⑨ 「西村時彦鉄砲一挺を献ず。初め天文二二年南蛮人鳥銃を法性公に献ずるなり。時彦之遠祖西村織部丞も亦一挺を得たり去歳の戦ひに公室

の蔵する所は兵火のために焼かれる。時彦之を聞き乃ち己が家に蔵する所を献ず」

⑩ 「鉄砲伝来についての二三の考察」（浜田利安）『黎明館調査研究報告第十集』

⑪ 前掲⑨

⑫ 「一六代久時譜」『巻四』

太守家久公、令樺山美濃守久高率軍卒三千人・鑿腫百餘艘征伐琉球国、二月廿一日、発慶府港、久時令六郎右衛門帥、西村作左衛門・山縣勘解由左衛門・徳永小右衛門：：鯨島九右衛門其餘數十人従之